

多様な働き方を実現しつつ、地域社会の課題に取り組む「労働者協同組合」

～新しい法人制度スタートから令和5年10月で1年経過～

みずの よしお
水野 嘉郎

●厚生労働省 雇用環境・均等局 勤労者生活課 労働者協同組合業務室長

1. はじめ

我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど、幅広い分野で多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされている。地域で担い手が不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新しい組織が求められている。

こうした中で、労働者協同組合法が令和2年12月に議員立法により全会一致で国会で成立・公布され、令和4年10月から、「労働者協同組合」に関する法人制度がスタートした。

令和5年10月で法人制度スタートから1年が経過することになるが、令和5年9月7日現在、1都1道1府21県で計57法人が設立され、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、廃棄予定だった新鮮な地魚の惣菜化、生活困窮者支援など、地域のニーズに応じて、様々な事業が行われている。

その中では、働き方や仕事内容を組合員全員で話し合っ決めていくことを通じ、多様な働き方が可能となる職場環境を整備し、従来までの職場では働くことに困難を抱えていた方々などの雇用

機会の創出につながるなど、様々な取組が生まれてきている。

本稿では、法施行後1年を経過する中で、改めて、労働者協同組合の概要やポイント等について、既に設立されている具体的な取組事例も交えながらご紹介したい。

2. 労働者協同組合とは

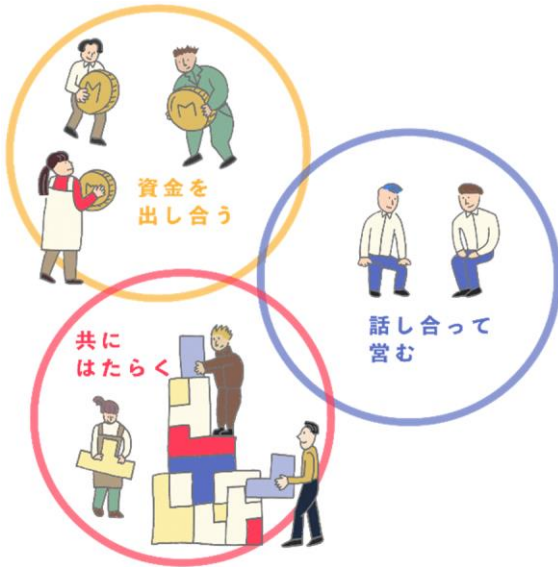
「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみなどで意見を出し合っ、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度である。

昨年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律である。この法律では、労働者協同組合は、以下①から③の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めている。

- ① 組合員が出資すること
- ② その事業を行うに当たり組合員の意見が適

切に反映されること

- ③ 組合員が労働者協同組合の行う事業に従事すること



3. 労働者協同組合の主な特色

労働者協同組合の主な特色は以下の6点である。

(1) 地域の多様なニーズに応じた事業実施

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が実施可能である。そのため、介護・福祉関連、子育て関連、地域づくり関連など、地域の多様なニーズに応じた事業を実施できる。ただし、許認可等が必要な事業はその規制を受けることに留意が必要である。

(2) 組合員は平等に1人1議決権

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、平等に1人1個の議決権と選挙権を有することになる。

(3) 簡便な法人格の取得

NPO法人や企業組合と異なり、行政による許認可等を必要とせず、法に定められた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される。ただし、

都道府県知事に決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による指導監督を受ける。

(4) 組合員に対する労働契約締結

労働者協同組合は組合員との間で労働契約を締結する。これにより、組合員は、労働基準法や労働組合法などの関係法令による労働者としての保護を受けることになる。

(5) 出資配当不可（非営利）

剰余金の配当は、出資額に応じて行うのではなく、組合員が労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて行う。

(6) 一定要件を満たすとNPO法人並みの法人税負担

「定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがある」、「定款に解散時の残余財産について出資額を超える財産は国等へ帰属する旨の定めがある」等の一定の要件を満たした労働者協同組合については、都道府県知事から特定労働者協同組合としての認定を受けることによる、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得が非課税となるなど、公益法人等に係る取扱いが適用される（公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度の適用はない。）。

4. 具体的な取組事例

具体的な取組事例として、法人制度スタートを機に、企業組合から労働者協同組合へ法人格を移行した「労働者協同組合ワーカーズコープちば」、自治会を母体として労働者協同組合を成立した「労働者協同組合かりまた共働組合」の取組につ

いてご紹介したい。

(1) 労働者協同組合ワーカーズコープちば

労働者協同組合ワーカーズコープちばは、中高年齢者の働く場を求めて前身の組織が設立され、その後、物流・清掃から高齢者福祉分野へと事業を広げ、近年は生活困窮者支援の取組を強化し、地域で必要とされる仕事おこしを進めている。

生活困窮者支援の取組については、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業を通じ、千葉県千葉市、習志野市などで、生活保護に至る前の支援を重視し、行政と連携して、ワンストップ相談支援や、潜在的な困窮者へのアウトリーチ型支援を行うなど、問題を解決するための伴走支援を続けている。

こうした取組と並行して、平成24年には、「フードバンクちば」を設立し、企業や家庭で余った食品の寄贈を受け、食品が必要な人・団体施設に届けるとともに、就労が困難な者の働く場、活躍の場を広げている。食品の寄贈に当たっては、市町村社会福祉協議会や地元のサッカークラブであるジェフユナイテッド市原・千葉等の協力を得な

がら、県内100箇所の受取窓口を通じ、市民からの寄贈食品を受け取っている。

また、子ども食堂を利用する母親たちの「制服代が大変」という声に応え、使わなくなった公立中学校の制服リサイクル、「ふなばし制服バンク」を始めた。市役所の生活困窮者支援窓口やDV支援とも連携して制服の無償提供も行っている。

ワーカーズコープちばにおいては、働く人々が自ら出資し組合員になり、それぞれが経営に責任を持ちながら、日々働いている。月1回開催される職場会議では、それぞれの職場での問題や経営問題について組合員全員で話し合う。

これまで紹介した取組は相談事業の中で見えてきた地域の課題を放置せず、組合員全員による話し合いを通じ、必要と思われる社会資源を自ら作ることで実践されてきたものである。

ワーカーズコープちばは、法施行を踏まえ、令和4年12月に企業組合から労働者協同組合に組織変更をした。ワーカーズコープちばは、組織変更後も、地域に必要なこと、困っていることを仕事にしつつ、誰もが出番と居場所のある「地域共生社会」づくりを目指している。



〔相談支援の様子〕



〔ふなばし制服バンクの様子〕

(2) 労働者協同組合かりまた共働組合

沖縄県宮古島市狩俣（かりまた）地区は、同市の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた場所にあり、自治会創設120周年の歴史と伝統を誇る200世帯、460人が暮らす、少子高齢化が進む過疎集落である。

令和2年4月、自治会の執行部が40代に若返ったことを契機に、持続可能な地域づくりを目指して様々な活動を開始した。

その中で、まず取り組んだのが、入園者が少なく休園していた幼稚園の再開である。地区内外の幼稚園や保育園に通う園児の保護者らと話し合いを重ね、令和3年度に再開することとなった。その後、狩俣自治会では、園児の保護者からの「毎日のお弁当作りは大変なので、誰か作ってほしい」という声を受け、自治会の有志で配食サービスを開始した。

また、狩俣地区では、伝統の「追い込み漁」が盛んであるが、新鮮でおいしい魚がとれても、市場に流通できず廃棄することになってしまう課題があった。そこで、狩俣自治会では、漁港で売れ残った地元産の魚を買い取り、惣菜として販売するなど、地産地消と漁業の第6次産業化を進めている。

このほか、生産調整のために廃棄処分されていた新鮮な養殖もずくを買い取り、地元で直売会を開催して販売するなど、生産者と消費者をつなぐ

活動を展開している。

こうした活動を続ける中、自治会として様々な事業を行っているにもかかわらず、法人格がないために個人名義で事業を行わざるを得なかった。そのような時、令和4年10月に労働者協同組合法が施行され、設立が可能になる労働者協同組合の存在を知り、「若い世代が戻りたいと思える地域づくりのために、労働者協同組合を最大限活用したい」と考え、狩俣自治会を母体として、令和4年12月に労働者協同組合かりまた共働組合を設立した。

労働者協同組合を設立する決め手となったのは、働く人が対等な立場で発言でき、自分に合った就業時間を決められ、自らの特技を生かしてそれぞれが無理をせず、より良い地域づくりを進めることを仕事にできる新しい働き方に魅力を感じたことである。

現在、労働者協同組合かりまた共働組合は、これまで実施してきた弁当作りを通じた配食や海・農産物の販路拡大事業などを軸として、経営基盤の確立とルールづくりを進めている。

今後は、自治会とも連携しながら、地域の空き家や空き地を活用した移住促進や地域をつなぐ地産地消と6次産業化を推進していくとともに、地域の将来や課題について皆で話し合いを重ねることを通じ、地域の課題解決に取り組んでいくこととしている。



〔園児のお弁当〕



〔養殖もずくの直売会〕

5. 法に基づく運営等のルール

(1) 事業のルール（事業の種類は原則自由、事業従事の人数要件）

労働者協同組合は、上述（3（1））のとおり、労働者派遣事業を除くあらゆる事業が実施可能である。労働者協同組合が行う事業については、組合員全員で取り組むことが原則となるが、実際の事業運営上の必要性を鑑み、組合原理を損なわず、事業活動に柔軟性を持たせるため、事業に従事する人数に要件を設けている。

具体的には、総組合員の5分の4以上の数の組合員は、労働者協同組合の行う事業に従事することが必要である。これは、事業に従事する意思はあるものの、家庭の事情等で従事できないなどのケースを想定しており、そのような組合員が一定程度存在すること許容するものである。

また、組合事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければならない。これは、実際の事業活動においては、繁忙期における人手不足などで非組合員であるアルバイトを事業に従事させる必要が生じる可能性があるためである。また、出資額の全額の払い込みが完了した段階で組合員となることが法定されているため、従事しながら組合員になろうとする方も出てくることが想定される。

(2) 配当のルール（従事した程度に応じた配当）

健全な運営を確保するため、労働者協同組合は、①準備金、②就労創出等積立金、③教育繰越金を確保する必要がある。①は毎事業年度の剰余金の10分の1以上、②③は毎事業年度の剰余金の20分の1以上の額である。

労働者協同組合は、損失を填補し、①～③を控除した後に、組合員が事業に従事した程度に応じ

た配当を行うことができる。

(3) 組合員のルール

① 組合員の出資金

出資一口の金額、必要な出資口数はそれぞれ労働者協同組合で決める。一人の組合員の出資口数は、原則、総口数の100分の25以下とされている。

組合員の責任は出資額が限度である。仮に労働者協同組合が破産した場合でも、組合員は出資額を超えて責任を負うことはない。

② 組合員の議決権・選挙権

上述（3（2））のとおり、組合員は、平等に一人一票の総会における議決権と役員選出のための選挙権を持っている。株式会社の一株一票とは異なり、お金ではなく人を中心に置く労働者協同組合の特徴を表している。

労働者協同組合の意思決定は労働者である組合員が行うという観点から、労働者協同組合と労働契約を結んだ組合員が、議決権の過半数を持たなければならない。

③ 労働者協同組合への加入・脱退

組合員になることができるのは個人である。団体や組織が組合員になることはできない。

組合員は任意に加入・脱退ができる。労働者協同組合は、組合員としての資格を持つ人が加入しようとする場合、正当な理由^(※)なく加入を拒否できない。

加入や脱退には手続きが必要である。除名についての規定もある。組合員の脱退は直ちに労働契約の終了とはならない（別途手続きが必要である）。

(※) 仕事の空きがない、その仕事を行うために資格が必要等

④ 労働契約の締結

労働者協同組合は、上述（3（4））のとおり、事業に従事する組合員と労働契約を結ばなければならない。これにより、組合員は労働基準法や最低賃金法、労働組合法などの労働関係法令が適用され、社会保険（健康保険、厚生年金保険）や労働保険（雇用保険、労災保険）にも加入ができる。

業務を執行する組合員（代表理事）、理事の職務のみを行う組合員（専務理事）、監事である組合員は、労働契約を締結することはできません。これらの役員は労働者協同組合と委任契約を結ぶことになる。

6. NPO法人等の 他の法人類型との違い

労働者協同組合とNPO法人等の他の法人類型との違いを整理すると下の図とおりである。

労働者協同組合が目指すのは、地域のみんで意見を出し合って助け合いながら、地域社会の課題を解決することである。当然のことであるが、こうした地域社会の課題については、既にNPO法人や企業組合等、様々な法人形態で活動がなされていることである。そのため、労働者協同組合は、これらの既存の法人と共存するものであり、地域社会の課題の解決のために活動を行おうとする方々の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進させるものである。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO法人	一般社団法人	農事組合法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	(1) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2) 農業の経営 (3) (1)及び(2)に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	出資比率による	1人1票	原則1人1票	原則1人1票	1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（(1)の事業を行う場合に限り） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：内閣府ホームページ、全国中小企業団体中央会ホームページ、農林水産省ホームページを基に、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課にて作成

7. 労働者協同組合の 更なる活用促進に向けて

厚生労働省では、昨年10月の法人制度スタート以降、労働者協同組合について多くの方々に知っていただけるよう、周知広報を実施している。具体的には、①労働者協同組合立ち上げや移行等に関する相談窓口の運営、②労働者協同組合に関するフォーラムの開催、③労働者協同組合法に関する特設サイトの運営等を行っている。

そして、既に多くの労働者協同組合が設立され、多様な分野で地域のニーズに応じて様々な事業が行われる中、単なる周知広報にとどまらず、より地域において労働者協同組合が活用されるような方策を検討していきたいと考えている。

厚生労働省としては、今後も、労働者協同組合の活用促進を通じて、多様な働き方を実現しつつ、地域社会の課題の解決のために活動を行おうとする方々の選択肢を広げ、こうした活動が一層促進されるよう、取り組んでまいりたい。